

解雇された社員がJR東海を提訴！

日勤教育は人権侵害だ！

2008年8月22日 京都新聞(朝刊)

日勤教育で損賠提訴

大津地裁 解雇男性、JR東海に

「日勤教育」で暴言を浴びせられ、精神的苦痛を受けたうえに解雇されたのは不当とし、同社に労働契約の保全と慰謝料など三百九十万円の損害賠償を求め、原告代理人は「日勤教育をめぐって、JR東海に対する民事訴訟は初めてでは」と述べた。

訴状によると、男性は東海道新幹線の京都駅でホーム案内の駅員として勤務。二〇〇六年十月、乗客に線路付近から離れるよう注意したが聞かなかったため電車を発車させた。上司は「なぜ発車させた」と問い詰め、男性は約一カ月半、レポート作成などの日勤教育を受けた。男性は〇七年六月、「勤務成績が不良」などとして解雇された、という。原告代理人による

と、男性は日勤教育の際に上司から「おまえは人間失格だ、早く辞めろ」「給料泥棒」などの暴言を受けたという。原告代理人は「男性の人格を傷つけるものではない」としている。

「JR東海は『係争中』を逸脱している。解雇も合理的な理由がない」と主張している。

「なぜ発車させた」と問い詰め、男性